

近代山形最初の郷土史家、伊佐早謙の仕事

新宮学

はじめに

伊佐早謙は、幕末の安政四年十二月二十八日に米沢藩士の家に生まれた^①。西暦に直すと、年が明けて一八五八年二月十一日のことである。王政復古の大号令に先立つことちょうど十年前のことであった。明治元年より藩校興譲館の前提学片山弦斎（仁一郎）の門に入り、専ら漢学を修めた。漢詩文に造詣が深く、若くして歴代藩主や藩士の絶句を蒐集した『鶴城詩集』を編纂出版した。晩年には、自らの漢詩を収めた『権軒稿』や『恩榮紀詩』を刊行して世に残した。また山形県師範学校訓導や米沢中学教諭、東京で中村正直が經營する同人社教授を嘱託されるなど、教育者として活躍した。さらに上杉家の記録編纂を長年委嘱されていたこともよく知られている。

加えて米沢の各界に働きかけて、明治四十一年（一九〇〇）編纂した（図1 伊佐早謙肖像 個人所蔵）。

八) 財団法人米沢図書館（市立米沢図書館の前身）の設立に尽力した。翌年十月に開館し、これにより米沢藩以来の貴重な図書が散逸することなく引き継がれたのは稀有のこととで、いわゆる「米沢善本」の守り人であった。大正元年（一九一二）から亡くなる直前まで、第二代館長として引き続き貴重書の蒐集に努めるなど、図書館人としての貢献も特筆に値するものがある。このように、多彩な顔を持つ伊佐早はあるが、ここでは、郷土史家としての伊佐早について考察を加えたい。

伊佐早謙は、近代山形の郷土史家の先駆けである。このことは、一九二〇年刊行の最初の『山形県史』の編纂主任を担つたことからも明らかである。ほかにも、『奥羽編年史料』、『稿本清覽録』、『編年西村山郡史』など、米沢はもちろんのこと山形県や東北地方に関する数多くの歴史書を

一 伊佐早が編纂した郷土史料



図1 伊佐早謙肖像

1 『奥羽編年史料』（一九〇五年）

最初に、『奥羽編年史料』を取り上げる。本書の起稿は、後述の如く明治十四年九月からと伊佐早自身が記すように、彼の歴史研究の原点と位置づけることができるからである。また伊佐早の没後まもなく公刊された「故伊佐早謙先生閱歴」に、「實に先生畢生の事業にして、全心血を注がれた一大著述なり⁽²⁾」と記すように、同時代人からも生涯をかけた仕事と目されていたからである。それに続けて、「而して其の引用書の如きは数百種の多きに達せり。特に南北朝の史料に至りては、先人未見の文書多く採録せらる。之に依て独り東北地方の歴史を闡明せるに止まらず。国史上の不備の事項を補修改竄したるの功尠からず」と評している。

『奥羽編年史料』は伊佐早の代表的著作としてつとに知られていたが、出版されておらずその利用は容易ではなかった。一九六〇年に『山形県史』史料篇三の「新編鶴城叢書上」の中に、主として置賜地方に關係ある史料を集めた「奥羽編年史料抄」が収録された。現在では、本書の画像データが市立米沢図書館デジタルライブラリーで公開されている⁽³⁾。卷頭に伊佐早が記した例言には、「明治三十八年九月」とあり、本書の成立時期が判明する。

同図書館データベースの「書誌情報」によれば、内容として「伊佐早謙が編纂した編年の史料集。文治元年から文禄四年までの奥羽に関する古文書を、編年で収録する」とある。また出版者（刊本・写本）の項には「写本（著者原本の副本か）」と注記がある。確かに市立図書館所蔵本の第十二冊の表紙内側の副葉には、「奥羽編年史料稿本 拾貳」と墨書きされていることから、完成本がほかに存在すると考えられる。

伊佐早が編纂した本書は、当然のことながら彼の藏書として知られる林泉文庫に収蔵されていたはずである。その所蔵目録としての『林泉文庫寄贈書及書目⁽⁴⁾』に著録されなければならない。ただ書目之一には、「奥羽編年史料上・下巻に分かれて

おり、五三冊（五一丁）からなる。
『奥羽編年史料』は伊佐早の代表的著作としてつとに知られていたが、出版されておらずその利用は容易ではなかった。一九六〇年に『山形県史』史料篇三の「新編鶴城叢書上」の中に、主として置賜地方に關係ある史料を集めた「奥羽編年史料抄」が収録された。現在では、本書の画像データが市立米沢図書館デジタルライブラリーで公開されている⁽³⁾。卷頭に伊佐早が記した例言には、「明治三十八年九月」とあり、本書の成立時期が判明する。

同図書館データベースの「書誌情報」によれば、内容として「伊佐早謙が編纂した編年の史料集。文治元年から文禄四年までの奥羽に関する古文書を、編年で収録する」とある。また出版者（刊本・写本）の項には「写本（著者原本の副本か）」と注記がある。確かに市立図書館所蔵本の第十二冊の表紙内側の副葉には、「奥羽編年史料稿本 拾貳」と墨書きされていることから、完成本がほかに存在すると考えられる。

伊佐早が編纂した本書は、当然のことながら彼の藏書として知られる林泉文庫に収蔵されていたはずである。その所蔵目録としての『林泉文庫寄贈書及書目⁽⁴⁾』に著録されなければならない。ただ書目之一には、「奥羽編年史料上・下巻に分かれて

おり、五三冊（五一丁）からなる。
『奥羽編年史料』は伊佐早の代表的著作としてつとに知られていたが、出版されておらずその利用は容易ではなかった。一九六〇年に『山形県史』史料篇三の「新編鶴城叢書上」の中に、主として置賜地方に關係ある史料を集めた「奥羽編年史料抄」が収録された。現在では、本書の画像データが市立米沢図書館デジタルライブラリーで公開されている⁽³⁾。卷頭に伊佐早が記した例言には、「明治三十八年九月」とあり、本書の成立時期が判明する。

同図書館データベースの「書誌情報」によれば、内容として「伊佐早謙が編纂した編年の史料集。文治元年から文禄四年までの奥羽に関する古文書を、編年で収録する」とある。また出版者（刊本・写本）の項には「写本（著者原本の副本か）」と注記がある。確かに市立図書館所蔵本の第十二冊の表紙内側の副葉には、「奥羽編年史料稿本 拾貳」と墨書きされていることから、完成本がほかに存在すると考えられる。

伊佐早が編纂した本書は、当然のことながら彼の藏書として知られる林泉文庫に収蔵されていたはずである。その所蔵目録としての『林泉文庫寄贈書及書目⁽⁴⁾』に著録されなければならない。ただ書目之一には、「奥羽編年史料上・下巻に分かれて

年史料目録 大正七年十一月 伊佐早謙 写 全一冊」と
あつて、市立米沢図書館所蔵本とは冊数に違いがある。ま
た書目では、先の例言の「明治三十八年九月」ではなく「大
正七年十一月」と記していることから、これによれば、いつ
たん明治三十八年に出来上がつていた本書が、加筆のうえ
大正七年十一月までに淨書されたということになる。

首巻は、例言・引用書目（三五四種）・目次からなる。

まず例言の全文を以下に掲げる（句読点は引用者が付した）。

一、本書文治元年以降文禄四年ニ至ル、凡ソ四百二十餘
年間奥羽ニ関スル史料ヲ綜合考究セルモノナリ、故ニ
文書記録等苟モ考徵ニ資スヘキモノハ細大之ヲ編録シ、
傍ラ野乘傳説ニ及セリ、自ラ卷冊ノ彭亨ヲ致シシ所以
ナリ。

一、本書筆ヲ鎌倉府ノ首ニ起ス、當ニ江戸府ノ尾ヲ以テ
獲麟トナスヘシ、然レモ慶長以後ニ於ル奥羽各家ノ文
書記録實ニ浩繁無量ナリトナス。今之ヲ閲覧シ之ヲ考
究セシコト欲セハ更ニ數十年ノ力ヲ費ヤササルヘカラ
ス、而テ余ヤ齡既ニ半白、顧ニ恐ラクハ能ク之ヲ完了
スルコト能ハス、精ヲ以前ニ致スノ益アルニ若カス、
是レ文禄ニ於テ獲麟セル所以ナリ。

一、本書ノ体製ヲ編年トナス。故ニ各家ニ即テ其首尾ヲ
綜貫スルコト能ハス、然レトモ細心通讀ヲ致サハ各家

ノ首尾ニ於テモ亦自然ニ要領ヲ看得ゼン。
一、本書紀事必ス其所出註記ス。但シ即位・崩御・改元
其他將家ノ大事既ニ國史ニ炳焉タルモノハ則チ別ニ所
出ヲ註セス、其煩ヲ省カソル力為ナリ。

一、皇室將家ノ事直ニ奥羽ト相関係セルモノニ非ス、然
レトモ大事ハ必ス之ヲ書ス。國運推移ノ大勢ヲ通覽ス
ルニ於テ自ラ然ラナルコト能ハサレハナリ。

一、南北分立ノ際奥羽諸將力ヲ興復ニ致セルモノ其事蹟
頗ル暗昧ニ属セリ。余深ク之ヲ憾ミ三タヒ意ヲ其間ニ
致シタリ。然レトモ固陋微力未タ万一大考覈スル能ハ
ス、憾ムヘシトナス而已。

一、室町氏鎌倉管領ヲシテ奥羽ヲ管知セシメシヨリ、閑
東ノ理乱ハ毎ニ奥羽ニ影響セリ。故ニ其事蹟ハ勢ヒ之
ヲ載録セサルヲ得ス、贅疣ヲ敢テセルニ非ルナリ。

一、野乘ノ同異傳説ノ誤謬、苟モ剖白セサルヘカラサル
モノ、按ヲ立テ之ヲ断ス。先修ノ成説各家ノ家説ト雖
モ敢テ回避ヲナサス。異ヲ標セシコトヲ欲セルニ非ス、
其ノ實ヲ得ンコトヲ欲スレハナリ。疑似決シ難キモノ
ハ姑ラク疑按ヲ存ス。

一、本書明治十四年九月ヲ以テ起稿セリ。十數年来請テ
帝國大學史料編纂掛蒐集ノ圖籍ヲ覽觀シ、兼テ重野・
星野・三上・田中諸博士外諸彦ニ請益シ、又前田侯爵

家藩史編纂員諸氏及伊達伯爵家扶作並清亮氏二請益セ

リ。深ク銘肝スル所ナリ。

一、引用書目ノ外奥羽二州及ヒ畿内・北陸・関東諸家所藏ノ文書記録等閲覧ノ榮ヲ得テ編録セルモノ其數極テ多シ、一々引用書目ニ掲載セス。編中引用ノ所ニ於テ其書出ヲ注記セリ、敢テ出示諸氏ノ恵意ヲ没却セルニアラサルナリ。

一、本書ニ於テ綜合考究セル奥羽ノ事蹟ハ所謂千百ノ一二過キス、疏脱遺漏極メテ多々ナルコトヲ知ル。且ツ年代長遠照管相及ハス、必ス重複抵牾アルニ免レス。然レトモ寒陋余力如クニシテ幸ニ奥羽未曾有ノ書ヲ集成シ、以テ史料ノ万一二裨補スルコトヲ得ルニ至リタリシモノハ、實ニ聖代文明ノ餘沢ト先修諸君ノ餘教ナリ。覽者更ニ教正ヲ賜ハハ幸甚。

明治三十八年九月 謙識

一項目からなる例言の要点をあらためてそれぞれまとめるに、以下の如くである。

①文治元年（一八五）から文禄四年（一五九五）までの四一〇年あまりの奥羽に関する文書・記録を収録し、野史・伝説にも及んだ。

②当初、鎌倉幕府の初めから江戸幕府の末に及ぶはずであつたが、慶長以後の奥羽諸家の文書・記録は浩繁なた

め文禄までに止めた。

③編年体で編纂したため、諸家の顛末を総記していない。

④記述には必ずその出典を註記した。即位・崩御・改元など歴史上明かなものは繁を避けて省略した。

⑤奥羽と直接関係しなくても皇室や将軍家の大事件は記し、国運の推移を通覧できるようにした。

⑥南北朝分立の際ににおける奥羽諸将の事蹟は明らかになつてないので史料の収集に努めたものの、未だ不十分なままに止まつている。

⑦室町幕府が関東管領に奥羽を管轄させて以降は、関東の治乱がつねに奥羽にも影響を及ぼしたのでこれも採録した。

⑧野乘の異同・伝説の誤謬や判断に苦しむものについては、按語や疑按を付した。

⑨明治十四年九月から起稿した。十数年来、帝國大学史料

編纂掛で収集した書籍を閲覧し、重野〔安繹〕・星野〔恒〕・三上〔參次〕・田中〔義成〕諸博士や諸氏の助力を受けた。また前田侯爵家の藩史編纂員や伊達伯爵家家扶作並清亮ら諸氏より協力を得た。

⑩引用書目に挙げた書名のほかに、奥羽二州および畿内・北陸・関東の諸家が所蔵する文書・記録等も閲覧したが、引用書目には一々掲載せず、本文中の引用箇所に注記し

た。

(1) 本書で総合・考察した奥羽の事蹟はほんの一部分で疏脱や遺漏が極めて多いものの、これまでに無く奥羽の諸書を集めて史料を補充できたのは、現代文明の恩恵と先学の示教によるものである。

例言によれば、『奥羽編年史料』は、当初鎌倉幕府から始めて江戸幕府の末までの時期の奥羽の諸史料を収集する予定であつたが、慶長年間以後の文書・記録があまりに浩瀚なために文治元年から文禄四年までの約四二〇年のみを扱うことになったとある。本書はそれ自体大部なものであるが、伊佐早が広く抄録し集めた奥羽の諸史料と明治三十八年の時点でまとめられた本書とのあいだには違いが存在していた。

かくして成立した正史が水戸藩編『大日本史』の如き紀伝体を排して編年体を採用したのは、「六国史」を繼ぐことから当然であり、また修史局以来の方針でもあつた。重野は明治八年の「修史事宜」の中で、「大日本史正史タリト雖モ、間々誤脱ヲ免レス、且其体裁紀伝史タルヲ以テ通覽ノ便ヲ失ス。今編纂スル所ハ編年ノ体ヲ用ヰ、事皆大一統ノ下ニ繋クヘシ」と主張していた。後述するように、重野の影響を強く受けっていた伊佐早が、奥羽の史料を綜合するにあたり編年体を採用したのはまた当然であつた。

編修方法において、編年体の採用とともに漢文をその文體に採用したこと、この時期の特徴として注意しておきたい。「大日本編年史」編修の規則で「編修ノ法編年体ヲ用ヒ漢文ヲ以テ結撰シ」と定められていたのは、当時文章

のであつた。すなわち、その主旨は「六国史」を嗣いで、国としての正史、つまり古代国家における国史撰修の復興である⁽⁶⁾と指摘している。

まず昌平学校内に国史編輯局が設けられ、五年に太政官の歴史課に移した。八年には修史局が創設され、十年一月に修史館と改められた。正史編纂の準備としての史料収集と編年史料の編纂が始まつた。十五年からは編集官重野安政^{（ゆき）}が中心となつて正史「大日本編年史」の編纂が開始された。

論が未だ一定しておらず正史の立場から漢文が採用された
という経緯があつたからである。⁽⁸⁾

さらに史料収集にあたり、帝国大学史料編纂掛が収集した書籍を閲覧できることを記している。明治十八年末、内閣制度の成立により太政官が廃止となり、修史館も縮小されて臨時の修史局となつた。二十一年には帝国大学に移され、文科大学史誌編纂掛となる。その一方で、二十年には帝国大学には史学科が創設され、次いで二十二年には国史科が設けられると、旧修史館の重野・久米邦武・星野恒の三編修官が教授となつた。⁽⁹⁾

官撰の修史事業の中止により、二十六年に廃止された文科大学史誌編纂掛に代わつて帝国文科大学史料編纂掛が設けられるようになるのは、明治二十八年四月のことであるから、ここでの閲覧は約十年間のことであろう。

一例を挙げれば、林泉文庫所収の『南部故実抜萃』（岩崎一揆と合本）には、末尾に「明治三十七年五月念一夜三更閲筆、原本史局本也。是日日曜、梅外二女史來訪、相對讀史道人謙識」と讖語を記しており、旧史局本を借りて書写したのは、明治三十七年五月のことであつた。日曜日の

五月二十二日、滯在先の帝大龍岡門の寓樓に娘梅子らの來訪を受けて一緒に昼食をとり楽しく過ごしたのち、深夜ま

でかかつて借り出した史局本を書き終えた様子が窺える。最後に強調しておきたいのは、在野の歴史研究者から出発した伊佐早が当時の官学アカデミズムに列なる学者たちと接触し交流していたことである。なかでも先述した重野安繹（一八二七～一九一〇）は、明治政府の修史事業の全体を指導し、方向づけた人物であり、かつ日本における古文書学の建設者の一人でもあつた。伊佐早とほぼ同世代で実証主義を貫いた田中義成（一八六〇～一九一九）との関係は、さらに密接なものがあつた。

このことを裏付けてくれるのが、伊佐早の蔵書林泉文庫の中に、重野らの著作が収蔵されていた事実である。重野の著書では、『大日本維新史』（明治三十二年刊）、『帝国史談』（明治三十二年刊）、『成斎文初集』（明治三十一年刊）、『成斎文二集』（明治四十四年刊）の四冊が、田中の著書は『足利時代史』（明治十四年刊）、『南北朝時代史』（大正十四年刊）、『豊臣時代史』（大正十四年刊）、『織田時代史』（大正十五年刊）の四冊が、それぞれ林泉文庫に所蔵されていた。⁽¹⁰⁾しかし、残念なことにこれら林泉文庫所蔵本の所在は今のところ確認できていない。

2 『編年西村山郡史』（一九一五年）

『編年西村山郡史』は、天・地・玄・黄の四冊一帙から

なる。大正四年三月に西村山郡役所より刊行された初の同郡史である。⁽¹²⁾ 和銅四年（七一）の出羽建国から明治十一年（一八七八）の西村山郡建置までの千百年余りを扱った編年史である。

卷頭には、小田切磐太郎山形県知事による「温故知新」の揮毫を掲げる。これに続けて、大江廣種公筆三社託宣、醍醐村宝林坊藏文書三点、寒河江澄江寺住持職淵室象外像、大谷村最上盛江氏藏家親義康立願状の画像、及び郡内略図を載せている。次いで例言と引用書目の後には本文全八巻が続く。各巻は、以下のように分かれている。

卷之一 総説 和銅四年（七一）の越後国の出羽建
国の上請から文治二年（一一八六）の源賴朝六十六国総

追捕使就任まで（六六頁）

卷之二 文治三年の鎮守府將軍兼陸奥守藤原秀衡の死
去から文禄四年（一五九五）の閔白豊臣秀次の自殺まで
(九一頁) 以上、天冊

卷之三 慶長元年（一五九六）の寒河江庄田沢畠地の
慈恩寺宝林坊に売却から寛文十二年（一六七二）山形城
主奥平昌能の死去まで（一〇一頁）

卷之四 延宝三年（一六七五）の葉山大圓院舜譽の葉
山中興から宝暦九年（一七五九）酒井氏、左沢領代官ら
に漆木青苧栽培奨励まで（七九頁） 以上、地冊

卷之五 宝暦十年の将軍徳川家重辞職から寛政六年
(一七九四) の柴橋代官池田仙九郎による管下各村の明
細帳徵集まで（一一五頁）

卷之六 寛政八年の左沢月布村諸税皆納から文政十一

年（一八二八）の幕府、大沼山大行院に稻荷社修理の勧
化許可まで（一〇二頁） 以上、玄冊

卷之七 天保元年（一八三〇）の左沢領民の検田減租
請願から文久三年（一八六三）の三条実美ら逮捕の諸國
布告まで（九〇頁）

卷之八 元治元年（一八六四）の三宅鑒作の寒河江領
代官就任から明治十一年の郡役所落成と執務開始まで
(七六頁) 以上、黄冊

西村山郡の成立は明治十一年十一月のこと、郡区（町
村）編成法に準拠して村山郡が東・西・南・北の四郡に分
割され、それぞれ郡長を設けた。同二十三年の郡制施行に
より、議決機関としての郡会のほか、町村からの負担金に
よって固有の財産と予算を持ち郡内の事業を行うなど、不
十分ながらも自治体としての性格を有していた。しかし、
大正十二年四月一日に郡制が廃止されると、事業は県に移
管された。⁽¹³⁾ 寒河江の南町に建てられていた旧郡役所の建物
は、その後県の文化財の指定を受け、現在同市の長岡公園
に移築・保存されているものの、郡会・郡役所関係の公文

書類は、同市には保存されていないことである。⁽¹⁾このため、編纂経緯を記録した資料等の存在を確認できていなことから、こでは本書の巻頭に載せる例言に基づいて考察を加えることにしたい。

編纂委員長は、第十代郡長となつた日向勝見であつた。

日向は会津出身で明治三十五年十一月から大正三年まで郡長として在任した。任期中の三十五年には郡立の原蚕種試験場を寒河江内楯に創設している。⁽²⁾

巻頭の大正二年四月の紀年を記した例言には、九項目にわたつて編纂経緯が記されている。以下にその要点をまとめて掲げる。

①本書は、明治四十一年九月の皇太子（のちの大正天皇）行啓を紀念するために郡会の決議によりその編纂が始まって大正二年に脱稿した。⁽³⁾

②本郡の地誌類として『出羽風土記』『山形県地誌提要』、

その他本郡編纂の村誌、古寺社調査書等の類は頗る多いものの、古今の沿革や政理の得失を通覧できるものが一つも無いところから本書を編纂した。

③本郡内の事蹟に止まらず、国家の古今にわたる重要な形勢についても言及した。

④和銅四年の出羽建国（上奏）より明治十一年の本郡建置に至るまでの千百余年の事蹟を編録した。

⑤本書の体例は、『大日本史料』に則つた。引用書名は、煩雑を避けて一々注記しなかつた。

⑥慶長・元和（一五九六～一六二三年）以前の郡内に伝存する古文書は、消滅を惜しみすべて一々これを採録した。

⑦採録した文書記録はすべて原文のままでし、文意の通じない部分は「ママ」と傍注した。

⑧本書は採訪できた史料により編纂したために脱漏が少くない。他日精詳に採訪して補充に努めたい。

⑨本書の編纂にあたつては、各町村に委員を設けて史料を収集し、米沢の伊佐早謙氏に監修を委託した。⁽⁴⁾

本書の編纂に要した期間は、約五年たらずであつた。第九項目で、郡内の各町村に委員を設けて史料収集に取りかかつたというわりには、短期日で最初の郡史が完成している。

明治四十五年に同郡役所から発行された『山形県西村山郡統計書⁽⁵⁾』には、財政之部一一九「郡歳入出決算」が載せられている。これによれば、臨時の歳出として四十二年に四一円九五銭、四十三年に五円七三銭という数字が記されている。同書の賃金物価之部七〇「重ナル物品ノ相場」（四十三年十二月）によれば、米一石は一三円二〇銭、米一俵（四斗）に換算すると、五円程度とされることから、郡の

支出として決して多額とは言えない。それほど大がかりが史料調査・収集が行われたわけでは無かつたであろう。ただし、本書は、皇太子の行啓を紀念するために出版されたといふだけあつて、その装丁は帙入和装本でなかなか立派な出来映えであつた（図2『編年西村山郡史』山形大学小白川図書館所蔵）。その出版費用には、大正三年度郡予算から臨時の歳出として「郡史印刷費」四五〇円が支出されている。⁽²⁹⁾

編纂の体例で依拠した『大日本史料』とは、あらためて言うまでもなく明治二十八年四月に帝国大学内に新たに設けられた史料編纂掛が三十四年から刊行を開始したものである（第六編之一、第十二編之一）。現在に至るまでその



図2 編年西村山郡史書影

刊行が継続されているが、明治史学の到達点を示すものである。この体例に則り、近世以前の郡内に伝存する古文書をすべて原文のまま採録するという編纂方針は、その監修を托された伊佐早の発案によるものであろう。ただし、引用書名について「煩雑を避けて一々注記しなかつた」のは、些かその価値を低めるものと言わざるを得ない。

例言に明記されているように、伊佐早が本書の監修を務めたのはもちろんであるが、執筆にも当たつていたことが推定される。というのは、例言に統けて「引用書目」として、「日本書記」以下、「幕府衰亡論」に至るまで実に一二点にのぼる史料を挙げているが、その当時、これらの史料の多くを実際に繙くことができたのは、伊佐早のみであつたと判断されるからである。まさに伊佐早の『奥羽編年史料』編纂の仕事をもとに、本書の執筆も可能となつたと言えよう。

また上梓された本書に対し、伊佐早自身が格別の思いを懷いていたことは、彼の蔵書林泉文庫の中に三部を収蔵していたことからも判明する。これは本書の執筆に伊佐早が深く関わっていたことを傍証するであろう。おそらく巻之冒頭部分の「総説」は「郡史編纂委員共編」と記されてあるが、その内容から判断してこれも伊佐早の手になるものにちがいない。

なお、例言には言及がないものの巻之四には「按、宝暦飢饉ノ惨状、本書ニ徵シテ知ルヘシ、又米沢地方ノ状況ノ一ヲ左二錄シテ参考トナス」（六七頁）のよう、按語が附してあるのことと本書の特徴として指摘できる。これら按語も伊佐早自身が附したものであろう。

現在でも米沢の郷土史家として紹介されることの多い伊

佐早が、西村山郡史の編纂に関わった経緯の詳細は不明であるが、その背景についても、一言触れておきたい。「故

伊佐早謙先生閱歴」に、

明治四十年の交、先生の名声漸く四方に喧伝せらるるや、時恰も日露戦役直後に於て、国民意識、極度に高潮し、郷土研究の風各地に起れり。先生屢々置賜地方の学校、教育会等に招かれ、各地に史談、史話を試みて、本県郷土講演の魁をなせり。又連続講演としては、大正五年四月山形県自治講習所の創立せらるるや、所長加藤完治氏の希望に依り、毎月一回郷土史を開講し、約三年に及べり。次に県下各地方の郷土史編纂の企起るや、懇請に応じて、尽力せるもの多し。

とあるのが参考になる。明治四十年（一九〇七）前後は日

露戦争直後であり、国民意識が極度に高揚した時期で、郷土研究の風が各地に興つた。すでに『奥羽編年史料』をまとめていた伊佐早は、置賜地方の学校や教育会等に招かれ

て郷土史に関する講演を行い、「本県郷土史講演の魁」と目されるまでになつてゐた。⁽²³⁾ 加えて後述するように一九一三年に県都の山形市で行われた最上義光三百年記念市祭では、『最上義光公略伝』の執筆を委嘱されたりと、郷土史家としての名声は置賜地方にとどまらず村山地方にも及んでいたからである。

3 『山形県史』（一九一〇年）

統一された山形県初の県史となつた『山形県史』⁽²⁴⁾ は、全四巻で刊行された。大正五年に小田切磐太郎知事が県会に諮つて編纂事業を提案し、規定を設けて委員を選んでから三年ほどで完成された。⁽²⁵⁾ 伊佐早がその編纂主任を務めた。伊佐早のほかには、山形市の郷土史家五十嵐清藏も書記を担当したことが知られている。

菊版洋装で、本文総頁数三、九一九頁、挿入写真及び図表四一点からなる大部なもので、県費総額四、二〇〇円（うち、編纂費二、四〇〇円、刊行費一、八〇〇円）を要した。⁽²⁶⁾ 扉（内表紙）の裏面には、大正天皇に献上され、天覽及び皇后・皇太子の台覽を賜つたことが記されてある。

その内容は、出羽国が設置された和銅五年（七一二）から維新の明治元年（一八六八）年までの一一五〇年余りを扱つているのは、前述の『編年西村山郡史』と同様である。

編年体で書かれ、年次ごとに根拠とした史料を掲げてあり、現在の水準からみても高いレヴェルにあつたと評価されている。^(註)

第一巻の劈頭には、八項目からなる以下の例言を掲げている。

一、本書和銅五年出羽國建置ニ起筆シ、明治維新ニ擱筆ス、中間大凡一千二百餘年、年ヲ追テ事實ヲ編録シ、以テ本縣治亂ノ關係並ニ文明ノ消長ヲ参考スルノ料ニ資ス、然トモ年月短促、採訪蒐集周到ヲ盡スコト能ハズ、一ヲ得テ百ヲ遺スルニ免レズ、覽者ソレ之ヲ恕セヨ。

一、王政ノ際、事蹟ノ徵スヘキモノハ、只六國史アルノミ、其事蹟ハ之ヲ本縣ノミ分割スル能ハズ、因テ國史中出羽ニ關セルモノハ、盡ク之ヲ採録ス。

一、鎌倉幕府以來ノ事蹟ハ、專ラ吾妻鏡並ニ文書記録ノ信スヘキモノニ據ル、而テ當時本縣ニ地頭トシテ其一班ヲ徵シ得ヘキモノハ、長井・寒河江・武藤諸氏ニ過ズ。他ハ皆煙散霧消ニ歸シタリ。今得テ之ヲ考ルコト能ハズ。

一、南北朝ノ際、本縣將士ノ南朝ニ勤王シタリシモノハ、大江（寒河江）、結城（狩川）ニ氏ヲ以テ最トナス、他猶ホ多クアリ、然トモ其事蹟亦得テ詳悉ス

ルコト能ハズ、斯波兼頼入部以來ハ、殆ント北朝ニ歸屬シタルカ如シ、以テ其經略ノ一班ヲ想像スルニ足ル、然トモ其事蹟ニ至リテハ文献甚夕乏シ、遺憾ナリト云フベシ。

一、室町幕府ノ際ヨリ、織豐ニ氏ノ時ニ到ル、縣内事蹟ノ最大ナルモノ、伊達・最上・寒河江・武藤諸氏ノ成敗存亡トナス、故ニ文書記録ノ徵スルニ足ルモノハ、悉ク之ヲ採録ス。

一、慶長庚子ノ役後、縣内ハ舉テ最上・上杉兩氏ノ所領ニ歸シタリ、最上氏改易ニ及テ、徳川幕府、鳥居氏ヲ山形ニ、松平氏ヲ上山ニ、戸澤氏ヲ新庄ニ、酒井氏ヲ鶴岡ニ封シ、以テ鳥居氏ニ羽翼タラシメタリ、以テ上杉・佐竹ニ氏ヲ控御スルノ政策ヲ見ルベシ、鳥居氏改易ニ及テ、幕府其族保科正之ヲ封シタリ、正之會津ニ轉封セルヨリ、幕府其地ヲ直轄シ、其後ニ至リ更ニ譜代小諸侯ヲ分封シ、以テ直轄地ト犬牙錯雜セシメタリ、以テ昇平無爲、復タニ氏ヲ虞ラザリシ状情ヲ窺フヘシ。

一、明治維新以來、茲ニ五十餘年、本縣ノ進歩發達實ニ曠古ノ盛事トナス、今之ヲ編スル僅々數年ノ能ク成ヲ得ル所ニアラズ、故ニ本書之ニ及バズ。

一、本書小田切（磐太郎）知事之ヲ創シ、添田（敬一

郎 知事之ヲ繼キ、依田（銈次郎）知事之ヲ完了セリ。三知事ノ功勞永ク本縣史ニ光明ヲ添加セリ、讀者夫レ之ヲ察セヨ（—）内は引用者補記）。各卷の扱う時期は、以下の通りで、近世史が四分の三を占めている。

- 第一卷 和銅五年（七一二）～慶長十九年（一六一四）
第二卷 元和元年（一六一五）～寶曆十三年（一七六三）
第三卷 明和元年（一七六四）～天保十四年（一八四三）
第四卷 弘化元年（一八四四）～明治元年（一八六八）

国立公文書館所蔵の『叙位裁可書』昭和五年・叙位卷二

○所収の「故伊佐早謙位記追賜ノ件」に収める山形県が作成した事績概要では、以前の『奥羽編年史料』に比べて『山形県史』がもつ意義を的確に紹介しているので、ここに引用する。

なお、伊佐早が編集した『山形県史』以前に、明治初年の太政官修史局の通達により県当局が編輯し、明治十六年十二月から十七年にかけて修史局に提出した『山形県史』九冊と『置賜県歴史』四冊が国立公文書館（旧内閣文庫）に所蔵されている。前者は明治三年から七年まで、後者は明治四年から八年までの政治や制度資料を収録したものである。統一山形県が成立する以前の山形県史と置賜県史であり、現在の山形県全体を扱った県史ではない。

本縣史ハ主トシテ本人所蔵ノ奥羽編年史料五十三卷二拠ルト雖モ、右ハ文治元年ヨリ文錄〔禄〕四年ニ至ル四百二十餘年間ノ史料ニ係ル。然ルニ本縣史ハ和銅五年ヨリ明治元年ニ至ル、千百五十餘年ノ史料ハ網羅スル計画ナルヲ以テ、前後約六百三十年ノ史料ハ新ニ之ヲ蒐集セザルベカラズ、加之一層史料ノ完全ヲ期スルタメ、上杉、水野、酒井、戸澤、松平、秋元諸家ノ秘録ヲ始メ、多クノ古文書、覺書ノ類ヲ借受ケ、一應縣

内各地ヲ探訪シ、一両度上京シテ大學又ハ帝國圖書館等ニツキ調査スルナド、本人等ノ苦心想察ニ餘リアリ。より正確に言えば、慶長元年から明治元年までの史料は新たに蒐集したのではなく、史料が膨大で『奥羽編年史料』に収めることは出来なかつたのが実情であつた。またこれらの史料の一部は、すでに『編年西村山郡史』の編纂において使われていた。全県をカヴァーする県史である以上、江戸期の上杉、水野、酒井、戸澤、松平、秋元諸家の史料や古文書・覚書などを新たに蒐集して用いたのは確かであろう。

簡にして要を得た解説となつてゐる。それを読むと、伊佐早の旧版『山形県史』第一巻の仕事が、半世紀を経ても同書（古代中世史料上）に確実に受け継がれていることがよく判る。⁽¹⁹⁾

また同書「中世文書 解説」は、山形県内の中世文書を解説したものである。これによつても、伊佐早が採録した文書や蒐集した文書が、現在でも貴重な文書史料であることを理解することができる。

さらに半世紀後に刊行された『山形市史』史料編1最上氏関係史料（山形市、一九七三年）は、その解説で断つているように、伊佐早が編纂した『山形県史』その他に収録された文書のうち、その時点での所蔵者の明かなものは所蔵者毎に収録・配列したものの、所蔵者が不明で亡佚または現存が確認できない文書については、『山形県史』所収文書として一括して収録している。⁽²⁰⁾ その数は、「関根源治氏所蔵文書」「風間文書」「楓軒文書纂」「下国文書」「小介川古文書」「奥羽文書纂」「田林文書」「戸時文書」「上杉家記」の一一点に上つており、伊佐早の文書蒐集がその当時としてはかなり網羅的に行われていたことが窺える。

このように、伊佐早による旧版『山形県史』は、現在とは異なり史料環境のほとんど整備されていない明治・大正の時期に、孜々として書写蒐集された史料や文書をもとに

編纂された貴重な業績であることを忘れてはならないであろう。

4 「最上義光事歴」（一九一二年以前）

米沢出身の伊佐早が最上義光についても研究していたことは、大正二年に刊行された『最上義光公略伝』と題する小伝の存在によつて知ることができる。⁽²¹⁾ その編纂の趣旨には、

是れ山形市今日あるの基を開きたる（義光）公を追憶するの一端に供せんか為めなり、依てこれが編纂を、山形市教育会に委嘱せしに、同会は、此際急遽稿を起し、苟且これに充てんよりは、寧ろ之を米沢の碩儒にして、曩に奥羽編年史料、及び最上義光事歴等を編述せる史家、伊佐早謙氏に委嘱するの捷径にして且つ妥当なるに如かずとなし、同会より、氏に委嘱するに公の略伝を以てせしに、氏は之を快諾せられ、忙中旬余の時日を割き之を撰述せられたるもの即ち此書なり⁽²²⁾。（――）内は引用者）。

とあり、同年十月に挙行された最上義光三百年祭にあたつて、同会からその事蹟編纂の委嘱を受けた山形市教育会は、伊佐早に執筆を依頼したことが記されている。
注目したいのは、依頼の理由として伊佐早がすでに『奥

羽編年史料』や『最上義光事歴』を編述していることを挙げている点である。とくに後者は、活字で出版されていたわけではなかつたが、現在から百年以上を越る大正初めに伊佐早が最上義光についての一書をまとめたので、同書は近代に入つて最も早期の最上義光研究といふことになろう。

最上義光三百年祭に際し出版された『最上義光公略伝』の編纂の趣旨が指摘するように、この書を小伝とすれば、詳伝というべき『最上義光事歴』がすでに存在していたのである。このようだ正初年当時にはその存在は知られていたものの、出版されなかつたこともあつて、その後は残念なことに『最上義光事歴』は十分に活用されたわけではなかつた。

近刊の竹井英文編『最上義光』は、編者による「総論」で、『最上義光研究を振り返る』と題して研究史を総括しており有益である。とくに「最上義光と義光祭」の一節を立てた中で、当時伊佐早が執筆した『最上義光公略伝』を紹介しているが、そのもとになつた『最上義光事歴』については全く触れるところが無い。

同じく近刊の栗野俊之『最上義光⁽³⁵⁾』は、最上氏研究において伊佐早が編纂した『山形県史』(一九二〇年)がひとつとの画期となつたことを的確に指摘している。より正確には言えば、伊佐早の最上氏研究はそれに先立つ『最上義光事歴』から始まつていた。



図 3a 新編最上義光事歴表紙

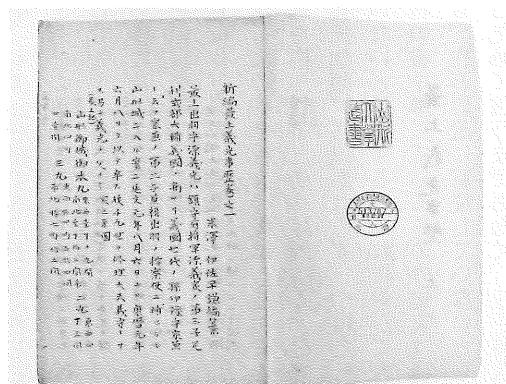


図 3b 新編最上義光事歴卷一第一葉

学芸員が見つけ出したものである。本館所蔵の長井政太郎文書の中に收められていた(図3a・b)『新編最上義光事歴』山形大学附属博物館所蔵)。全三冊で、各冊表紙に墨書きされた書題と丁数は、以下のとおりである。

『最上義光事歴』

上卷
七一丁

『最上義光事歴』

中卷
七二丁

『新編最上義光事歴』

三卷
四八丁

最上義光伝の著作もある伊藤清郎山形大学名誉教授に詳しく検討をお願いしたところ、現在ではなかなか見ることのできない古文書を調査抄録しており、百年前の時点での貴重な業績として価値があるとの回答をいただいた。

この『新編最上義光事歴』からも窺える伊佐早の史料調査の成果は、略伝の執筆にも活かされことになった。伊佐早は、『最上義光公略伝』の巻頭に収めた緒言の中で以下のように記している。

容を考究するときは、誤謬杜撰の紀事頗る多し、信を措くへからざるなり、
寛文の初年に成立した軍記物の『義光物語』などには誤謬杜撰の紀事が多いとして、これを金科玉条した従来の義光事蹟を批判している。これに続けて、
白石新井先生の藩翰譜、公の事を叙する、行文の妙、
譬へは流水の如く、行雲の如く、抑揚波瀾、讀者をして躍々として、公の鬚眉に接するの感あらしむ、憾らくは其據る處概して物語の外に出てす、要するに亦誤謬杜撰を免れず、本書公を叙する、その文字先生の書に準擬す、然ともその事實に至りては、極て精確の史料に徵す、決して先生の書に盲従せず、憾む所のもの、に於ては以てその真を窺に足る歟、

と述べて、大胆にも新井白石の『藩翰譜』義光伝⁽³⁹⁾と引き比べている。その流水行雲の如き行文の妙は、読む者に義光の聲咳に接するの感を抱かせると高く評価する。その上で、その典拠は『最上義光物語』にほかならず、やはりその誤謬杜撰から免れていないと指摘する。これに対して自らの略伝は、文章は白石の書を準じていいものの史実は精確な史料に基づいており、白石の説に盲従していないとしている。新井白石はあらためて言うまでもなく、江戸時代を代

表する朱子学者・政治家であり、歴史家でもあった。『藩翰譜』十二巻は、甲府藩主徳川綱豊の命で白石が諸大名の系譜と家伝を集録した書物で、元禄十五年（一七〇二）に進呈された。⁽¹⁾伊佐早の自信の淵源は、史料考証を重視した近代歴史学の立場にあつたと言えよう。

なお、ここで『最上義光公三百年紀念誌』（同市祭協賛会編、一九一三年）の記述をもとに略伝出版の経緯と伊佐早の最上義光三百年祭との係わりについても補足しておきたい。まず、前年の一九一二年九月二十六日に山形市会に「市祭」挙行の決議案が提出され、満場一致で決議された。二十八日は市内の有力家八〇余名を市役所に招集し、協賛会設立が協議された。その結果、八五〇円の収支予算が立てられ、義光事蹟出版費一〇〇円が計上された。⁽²⁾これが『最上義光公略伝』の出版費用に充てられたのである。

また十月一日の役員総会では、十月十八日当日の役員の部署及び執行方法が決定した。その第三条には、「一 伊佐早謙氏二当日追慕演説を請フ事」と記されている。実際伊佐早が追慕演説を行なつたかどうかは、現在のところ確認が取れていない。ただ、伊佐早は招待者のリストにもその名を連ねており、「癸丑十月十八日、最上白公公三百回祭謹賦」と題する七言律詩が残されている。⁽³⁾

5 「置賜史」（一九〇〇年）

山形大学小白川図書館所蔵（212.5/19/1-1～2）。全一冊、第一冊の巻一は六五丁、第二冊の巻一は八四丁からなる。本書は、この間の旧林泉文庫所蔵本調査で新たに見つかつたものである。第一冊目の題簽は、「羽前置賤史前編卷之一／米澤 伊佐早謙編輯」とある。同じく第二冊では「羽前國置賤史前編

卷之二」と一定

していないこと

から、書名を『置賤史』とした。

ただし、前編のみで後編は存在

していない（図

4 a・b 『置賤史

史』山形大学小白川図書館所蔵。

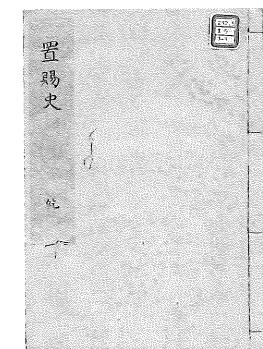


図4a
置賤史表紙

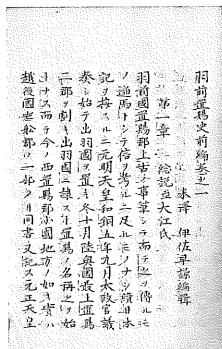


図4b
置賤史前編巻一第一葉

小白川図書館
のほかには市立
米沢図書館など

他館の所蔵は、今のところ確認されておらず貴重である。地域教育文化学部の前身の教育学部では、本書を昭和二十五年十一月二十五日に受け入れている。『林泉文庫寄贈書及書目』の「伊佐早家保留分」の第四番目に「前編置賜史伊佐早謙 明治三十三年写本 乾・坤二冊」と著録するのが、これに当たるであろう。

内容は、緒言、引用書目、第一章 総説並大江氏、第二章 伊達氏、第三章 伊達氏二、第四章 伊達氏三、第五章 蒲生氏からなる。緒言の末尾には「明治三十三年庚子十月 謙識」とあり、その成立時期が判明する。以下に緒言の全文を引用する（句読点は引用者による）。

一、我置賜郡史ニシテ、上杉公入封以前ノ事蹟ヲ編年次敍スルモノ、其書絶テ無シ。コレ豈二地方ノ缺典ニ非スヤ。余奥羽ノ史料ヲ蒐集スル茲ニ年アリ。今茲庚子十月、先君黄門景勝公置賜入封ノ三百年ニ當ル。私力ニ感スル所口アリ。是ニ於テ固陋寡聞ヲ忘レ、史料中ニ抽擇シ聊カ本書ヲ編次ス。以テ公入封以後ノ史ニ比セハ、地方沿革ノ概ニ於ル、蓋シ思ヒ半ニ過ルモノアラン歟。

一、我置賜慶長以前ノ事蹟、豈ニ此ノ編（編？）著ニ盡ルト謂ハンヤ。本書ノ如キ僅カニ地方文書ノ一端ヲ編録スト云フニ過ギス。謹テ博雅ノ補教ヲ俟ツ。

一、史ノ神髓ハ文書ニ在リ。本書專ラ文書ニ據リテ編次シ、參スルニ各家ノ史乘ヲ以テス、而テ敢テ慢リニ揣摩憶測ノ論ヲ加ヘス。淺識陋見啻ニ自ラ誤ルノミニ非ス、又以テ人ヲ謬ルヲ懼ルレハナリ。

一、叙述ノ文枯淡笨拙、毫毛奇氣ノ喜フヘキナシ。笑ヲ大方ニ採ル知ルヘキノミ。然ト雖モ寧口野ナルモ實ナルヲ欲ス。文ニシテ浮ナルヲ欲セス。是レ微意ノ存スル所ナリ。

一、本書一々出所ヲ注記セス。繁ヲ避ケ簡ニ就ク、自家ノ便法ヲ以テ用意周到ナラスト爲スハ甘テ其責ヲ受ケンノミ。

明治三十三年庚子十月

謙識

これによれば、明治三十三年十月が上杉景勝の置賜入封からちょうど三百年に当たるので、これを記念して編纂したことが判る。和銅五年（七一二）から慶長三年（一五九八）の蒲生氏の宇都宮移封まで、上杉氏入封以前の事績に關係する史料を編年でまとめたものである。歴史研究の神髓は文書にあるとし、文書史料に依拠して編纂しこれに諸家の歴史書を参照したという点は、『奥羽編年史料』以来の編纂方針と同様である。

第一章の冒頭では、「羽前国置賜郡上古ノ事、筆シテ而テ之ヲ伝ルモノ邈焉トシテ信ヲ考ルニ足ルモノナシ」と切

り出している。ついで、『続日本記』の出羽国建置の記述

に触れたのち、

置賜郡古ハ置賜・廣瀬・屋代・赤井・宮代・長井餘戸

ノ七莊トシ、后チ長井・屋代・北條・小國ノ四庄トス。

傳フ鎌倉幕府ノ時、毎莊地頭ヲ置キ全郡ヲ分轄スト、

而テ其之ヲ史ニ徵スヘキモノハ獨り長井莊地頭職從五
品位下左衛門尉大江時廣アルノミ。時廣ハ大江廣元ノ
第三子ナリ、始テ長井莊米澤ニ居館ス。今ノ米澤市松
岬公園ハ則其遺址ナリ。

と記して、置賜郡の沿革を始めている。引用書目に挙げられた書名は八七種であり、伊佐早の史料閲覧と蒐集がまだ初期段階にあつたことを示している。

6 『米沢市史』（一九一七年以前）

米沢市史の編纂についても、伊佐早は大正二年四月に酒井寛助市長より委嘱されていた。⁽¹²⁾ 原稿はすでに出来上がり提出されたものの、印刷に至らぬままに六年五月の米沢大火で市役所も類焼し、その稿本も焼失の憂き目に遇つた。

その後、再度伊佐早に依頼されたものの、彼の死去により出版は実現しなかつた。⁽¹³⁾ 伊佐早の原稿の一部と推定されるものが残されている。現在、上杉文書として分類整理されている『自著雑稿』乾・坤・單の三冊である（上杉 / 1495/3-1

）。各冊の書題と内容は、以下のとおりである。

第一冊 沿革 米澤市史 一 米澤市史卷之一

第一章 沿革並大江氏 第二章 伊達氏

第二冊 米澤市史卷之二 沿革 二

第三章 伊達氏二、第四章 伊達氏三、

第五章 蒲生氏 文藝

第三冊 米澤市史 文藝

第一章の冒頭では、「羽前国置賜郡上古ノ事、筆シテ而テ之ヲ伝ヘタルモノ邈焉トシテ信ヲ考ルニ足ルモノナシ」と切り出すのは、前述した『置賜史』と同様である。次いで、『続日本記』の出羽国建置と『和名類集鈔』置賜郡の記述に触れたのち、鎌倉幕府が各莊に地頭を置き全郡を分轄したことを指摘した上で、長井莊地頭職大江時広の米澤居館より米澤史の沿革を始めている。文書史料を年次をもとに並べたものであり、『奥羽編年史料』以来のスタイルを踏襲している。

上記の三冊のほかに、市立米澤図書館には伊佐早編の『米澤市史（稿）』七冊を収蔵している（K212/I/7-1～7）。その内訳は、第一冊 上長井 村目録（七七丁）、第二冊 下長井 東通村目録（六〇丁）、第三冊 小国外中津川村目録（九五丁）、第四冊 中郡 村目録（五一丁）、第五冊 社寺（一五四丁）、第六冊 卷之十四下 武田・畠山・

三本寺・二本松・本庄等九十四家について、第七冊（六丁）からなる。うち第一冊から五冊までは、その原稿用紙の象

鼻に「米沢市史編纂用紙」と印刷されており、確かに『米沢市史』の原稿と見做すことができる。

また『米沢市史 三』慶長三年ヨリ承応二年迄という表題があり、袋綴一冊（一一丁）がある（R141/Y）。前述の第一冊と第二冊の沿革に続くものと推定される。本書の受

入は、昭和四十三年七月四日とかなり遅いが、林泉文庫所蔵のラベルが付されており、林泉文庫の一冊であつたのは間違いない。

さらに、『米沢市誌稿』と題する一冊も所蔵している（K212/Y○）。第一葉第一行には、「米澤市史 卷之一 伊佐早謙纂集」とあり、焼失した『米沢市史』の稿本の一部と判断される。冒頭部分には、

第一篇 沿革 伊達氏時代

我力米澤市ハ羽前國置賜郡ノ南端ニ位シ、東北一部東置賜郡ニ境シ、他面ハ南置賜郡ニ囲繞セラル。蓋シ明治二十二年建市ニ際シ、南置賜郡ヨリ旧城市ト村落ノ一部ヲ分割独立セルニ因レルヲ以テナリ。抑モ米沢ノ名称、其文書ニ顯然タルモノハ天文二十二年正月十七付ノ伊達文書ヲ以テ初見トナス。其以前ニ在リテハ一モ之ヲ徵証スベカ（ラ）ス。

とあり、未刊行に終わった伊佐早編纂『米沢市史』の沿革の一部を復元できることから貴重である。

因みに、中断していた市史編纂事業が昭和九年十一月に登坂又藏市長のもとで改めて計画され、刊行されるのは大戦末期の昭和十九年四月のことである。上杉神社の大乗寺良一宮司が編輯委員長を務めた。

二 県下の地方史編纂に対する影響

『編年西村山郡史』は、山形県内で発行された郡史の中では早期のものに位置づけられる。県内の郡史では明治四十一年に刊行された『最上郡史』（最上郡役所、一九〇八年）が最も早い。新庄藩の右筆を勤め、松園の雅号で歌人としても知られる松井秀房（一八二三～一八九九？）の遺稿が存在しており、これを郡教育会で補綴して出版したからである。ただ全一九二頁の小冊子に過ぎなかつた。

これに続くのが大正四年の『編年西村山郡史』である。そのあとには、『東村山郡史』（一九一九年）、『北村山郡史』（一九二二年）、『南村山郡史』（一九二三年）、『飽海郡誌』（一九二三年）などが続いた。

伊佐早の『編年西村山郡史』や『山形県史』の刊行は、村山地方を始め他の郡史編纂にも大きな影響を及ぼした。

大正八年に刊行された『東村山郡史』の編纂にあたり、委員を務めたのは五十嵐清藏（晴峯）であるが、顧問としてやはり伊佐早が監修に当たっている。⁽¹⁸⁾ 五十嵐は、大正十一年に刊行された『北村山郡史』の編纂主任も務めているが、その例言の中で、『山形県史』を⁽¹⁹⁾ 編纂⁽²⁰⁾ とし、郡内の史料を緯として和銅元年の出羽建国から筆を起⁽²¹⁾ し、明治維新までを扱つたと述べている。

『南村山郡誌』（南村山郡役所、一九二三年）は、山内莞爾が編纂の嘱託を受け郡内の校長を動員して史料を蒐集し刊行された。その校訂に伊佐早が関与したことを、菊池角馬郡長がその序文の中で、「本書の成るに及び斯学の泰斗伊佐早謙先生を煩はして其の校訂を経たるは錦上に更に花を添へたるの感あり」と紹介している。『南村山郡誌』と同じ年に刊行された『飽海郡誌』全十巻（飽海郡役所）の場合は、郡会の決議をへて大物忌神社の齋藤美澄宮司にその編纂が委嘱された。齋藤による凡例には、編纂に際して図書の借用や史料収集に便宜を与えた諸氏として庄内地方以外ではひとり「米沢市 伊佐早謙」の名が挙げられている。

郡役所廃止を契機に編纂が始まった『東置賜郡史』上下巻（東置賜郡教育会、一九三九年）は、五十嵐清藏が最後に編纂委員長を務めて完成した。下巻第一篇、沿革第二章

には、「又伊佐早氏郷土史講演の一節に、始め（大江）廣元長井の地を与へたるも来つて任に就くことが出来なかつたから、時廣を遣はしたのであると説かれている」という言及がある。「郷土史講演の一節」とは、さきに紹介した『伊佐早先生講述 郷土史資料』のことであろう。

その他、市町村史では、大正五年に発行された『谷地町志』上下巻（谷地町役場、一九一六）の例言によれば、明治四十一年九月東宮殿下の行啓を記念するため、町会の

決議をへて四十二年六月より楨正之助らが編纂に着手し、大正四年に脱稿したと経緯を述べた上で、「米澤の伊佐早謙先生及在大連ノ田原禎次郎君（満州日日新聞主筆當町出身）ノ助力」に与つたと記している。伊佐早謙も自ら巻頭に「谷地町志序」を寄せている。また伊佐早の指導を受け河合孝朔（一八七三～一九三五）が編集した『上山町史』（上山町役場、一九一五年）の史料を編年で配列するスタイルにも、伊佐早の影響が見られる。⁽²²⁾

中西龍太郎が編纂委員主任を担当した『和田村誌』全二巻（和田村役場、一九二五年）の第二章、本村の沿革では、「原史所載」や「読史堂文書」の史料記載が見える。読史堂文書とは伊佐早が書写収集した文書集であり、伊佐早が編纂した『山形県史』や文書を用いたことが明らかである。和田村は現在の高畠町にあたる。

結びにかえて

『山形県史』や『編年西村山郡史』の編纂と出版により、伊佐早の郷土史家としての地位が確立した。それは、近代山形最初の郷土史家の誕生でもあった。その伊佐早が史学アカデミズムとも繋がった歴史研究者であつたことは、本県の地域史研究によつて好運であつたと言えよう。

そこに至る伊佐早の郷土史研究の歩みとして、『奥羽編年史料』（一八八年着手、一九〇五年成稿）→『置賜史』（一九〇〇年成稿）→『最上義光事歴』（一九一二年以前成稿）→『編年西村山郡史』（一九一五年出版）→『米沢市史』（一九一七年成稿）→『山形県史』（一九二〇年出版）といふ研究の行程が存在していたことを明らかにした。

三五〇種を越える史書や文書をもとに編集された『奥羽編年史料』が、伊佐早の郷土史研究の基盤として存在していた。とりわけ伊佐早の編纂スタイルがほぼ確立し、しかも印刷に付されたという点で、『編年西村山郡史』の仕事はとくに重要であったと考えられる。

これに続く『山形県史』も、充実した内容としてその當時知られていた。安孫子藤吉・板垣清一郎両知事の時代に戦後の歴史研究の成果を踏まえて新版が編集刊行されると、旧版ということで利用されることはないなつた。

最後に伊佐早が編纂した旧版の仕事を現時点であらためて評価するならば、このように言えるのではないかと考える。山形県のカタチは、ヒトの横顔に擬えられることが多い。マスコットキャラクター（きてけろくん）のおかげで、今ではそのカタチが全国的に知られるようになつた。その全県のまとまりが確定したのは、百四十年前の明治九年（一八七六）のことである。山形県の名称自体が出現するのはその六年前のことであるが、その当時は村山地方の山形藩や館林藩・佐倉藩・土浦藩・棚倉藩・館藩などの分領をまとめた大牙錯雜たる小県にすぎなかつた。翌年七月十四日廃藩置県の詔書が發布された時点では、（きてけろくん）の横顔はまだ七つのパーツに細分されていたのである。すなわち、米沢県・上山県・天童県・山形県・新庄県・大泉県・松嶺県の七県である。その後統廃合が進められたもの、同年十一月でも山形、酒田、置賜の三県が鼎立した状態であつた。

その五年後の明治九年八月二十一日に統一された山形県が誕生する。その初代県令として、鶴岡県令（旧酒田）から横滑りしてきたのが三島通庸（一八三五～一八八八）であつた。栗子新道や関山街道などの開通や旧県庁（文翔館）周辺の都市景観を整備し、土木県令とも呼ばれたことはよく知られている。

それから四十年余りの歳月をへて漸く刊行されたのが、伊佐早編纂の『山形県史』であった。最初の本格的な県史の登場である。『日本書紀』編纂によつて古代日本が名実ともに誕生したように、この県史の刊行により本県も歴史的淵源を語ることができる地域として認知されるようになつたのである。幾つもの盆地に分かれてそれぞれ独特で豈かな文化を育んできた本県各地を地理的に一つにつないでくれたのが最上川であり、母なる川と呼ばれる所以である。都で編纂された史書はもちろんのこと、小国分立傾向の強い山形県の各地に残された文書史料に基づいて歴史をつなぎ、県史の生みの親となつたのが伊佐早であった。それゆえ、最初の郷土史家伊佐早謙は県民にもつと知れるべき人物であることをあらためて強調しておきたい。

註

- (1) 伊佐早の伝記として、没後まもなく出版された山形県立図書館編「故伊佐早謙先生闇歴」『行啓記念山形県立図書館一覽』附録（山形県図書館協会、一九三〇年）があるものの、生年についての記述はない。旧版『米沢市史』（米沢市役所、一九三四年）一二五三頁は安政四年生まれとしているのに対し、新版『米沢市史』第五卷・現代編（米沢市史編さん委員会、一九九六年）二五九頁には安政五年としており、

従来一致していなかつた。国立公文書館所蔵の「叙位裁可書」昭和五年・叙位卷二〇所収の「故伊佐早謙位記追賜ノ件」に収める山形県が作成した履歴書によれば、「安政四年十二月二十八日生」とあり、本稿はこれに基づいている。

(2) 山形県立図書館編「故伊佐早謙先生闇歴」一一頁。

(3) 市立米沢図書館デジタルライブラリー、

http://www.library.yonezawa.yamagata.jp/dg/KB007_view.html

(4) 『林泉文庫寄贈書及書目』は、現在市立米沢図書館に二部と山形大学小白川図書館に一部の所蔵が確認されている。前者の一部が岩本篤志編『米沢藩興譲館書目集成』第四卷（ゆまに書房、二〇〇九年）に「林泉文庫書目」として影印して収められたのは、極めて有益である。この書目は、伊佐早の没後に彼の自宅（米沢市林泉寺町）に置かれていた林泉文庫の蔵書を上杉家に寄贈するに際して作成されたものである。本書を上杉家より本学図書館が寄贈を受けたのは昭和三十一年九月二十四日のことである。書目の解題・解説では、その編者について全く触れるところがないものの、小白川図書館本（0229/R3/1）の「大清道光二十七年歲次丁未時憲書」の項に「大日本弘化四年丁未之曆也、宣宗之代也ト先考失書セリ」（傍点引用者）と注記がある（図5『大清道光二十七年歲次丁未時憲書』山形大学小白川図書館所蔵）。「先考」とは亡父を指し、その朱書は明らかに伊佐早

謙の筆跡であることから判断して、書目の編者は伊佐早の長男で漢詩集『権軒稿』の出版を勧めた信氏であると推定される。

(5) 『奥羽編年史料』の引用書目についての伊佐早自筆稿本(手

控え)が、山形大学附属博物館所蔵の長井政太郎文書の中に収められている。これに記載された書名の数は、あとから縦線で消されたものもあり確定しにくいところがあるものの、約二百種ほどある。『古文書近世史料目録』一四号(山形大学附属博物館、一九九二年)三三頁には、「(八一) 山形県全体 ○〇一九 (表題) 奥羽編年史料引用書 (年代) 不詳、(形態) 冊子」と記している。その冊子第一葉の内題には、「奥羽編年史料引用書目 米澤 伊佐早謙」とあり、その成立年代は明治期と推定される。

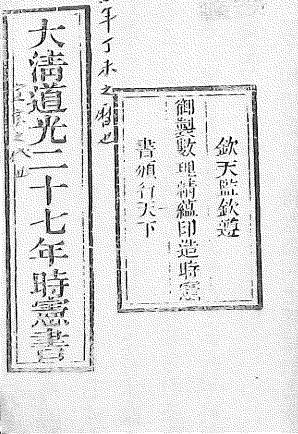


図5 大清道光二十七年時憲書の伊佐早朱書

(6) 大久保利謙『日本近代史学の成立』同歴史著作集7 (吉川弘文館、一九八八年) 七〇頁。

(7) 註(6)前掲の同書七一頁引用の「重野安繹文書」による。

(8) 大久保『日本近代史学の成立』二〇〇~二頁。

(9) 大久保『日本近代史学の成立』八三頁。

(10) 岩井忠熊「重野安繹」永原慶二・鹿野政直編『日本の歴史家』(日本評論社、一九七六年) 所収。

(11) 『林泉文庫寄贈書及書目』書目之二、番外。

(12) 『編年西村山郡史』は、一九七三年六月に名著出版より洋装で複刻版が出版された(限定五〇〇部)。

(13) 小田切知事は、明治四十五年六月二十九日に山口県事務官より第十二代知事として赴任し、大正五年四月二十八日に転出した。

(14) 『寒河江市史』下巻、近代編(寒河江市、二〇〇七年)九八頁、三九七頁。

(15) 以上は、寒河江市歴史文化専門員大宮富善氏の教示による。

散逸した郡役所の公文書の一部と推定されるものが、山形大学小白川図書館に所蔵する『地理社寺契係綴』(明治二十四年)である。和綴じの一冊で、表紙には「明治廿四年/地理社寺契係綴/西村山郡役所」と墨書きしている。確かに地理掛のものは明治二十四年のものであるが、社寺掛のものは明治三十六年のものも含まれている。同図書館情報サ

ビス係によれば、一九九五年に本学教育学部（当時）石島庸男教授が購入したものとのことである。

- (16) 『寒河江市史』下巻、近代編三九八頁。
(17) 原文は、「本書は明治四十一年九月東宮殿下本縣御行啓ノ光榮ヲ萬世ニ紀念セノ爲メ郡會一致ノ決議ニ因リテ編纂ニ從事シ本年ニ及テ脱稿シタルモノナリ」（二頁）とある。

(18) 原文は、「一本書編纂ニ當り、委員ヲ各町村ニ設ケ、史料蒐集ヲ委托シ、又鑑修ヲ米澤伊佐早謙氏ニ托シタリ、茲ニ諸氏ノ勞ヲ謝ス」（三頁）とある。

(19)

『復刻 山形県西村山郡統計書』（寒河江市教育委員会、一

九九三年）。なお、本書冒頭の解説によれば、編纂の経緯は一切書かれていないので分からぬとしているが、四町十七か村からなる西村山郡の現況を示す郡勢要覧ともいべき本書の編纂は、その歴史沿革をまとめた『編年西村山郡史』と密接な関係のもとに編纂されたと推定される。本資料の存在および米価との比較については、大富富善氏の教示による。

- (20) 『寒河江市史』下巻、近代編三九四頁。
(21) 大久保『日本近代史学の成立』八八頁。
(22) 『林泉文庫寄贈書及書目』卷二、及び「伊佐早家存留分」参照。
それら『編年西村山郡史』三部のうち、山形大学小白川図書館では二部を所蔵している（分類番号はどちらも212.5/

N15/2-1～4）。伊佐早の蔵書である林泉文庫にかつて収蔵されていたもので、昭和二十九年から三十年にかけて本学図書館が購入した。その一部は、昭和三十一年一月十日に教育学部分館が受け入れたものである（教分館 no.20722 の 1～4）。伊佐早の蔵書印は押されていないものの、帙に貼られた片仮名で「一一」と墨書きされたラベルは、間違なく林泉文庫のラベルである。もう一部には、朱印の寄贈書印が押され「長井美津枝」の氏名を記している（中央図書館 no.1191028031）。附属博物館長を務めた長井政太郎教授の御遺族より寄贈されたことを示している。寄贈受入の年月を照会したところ、一九九一年六月のことであった。これらの各冊には、林泉文庫の朱印が押されているが、その上に二重線を斜めに入れて除却手続きが取られている。また帙に貼っていたラベルを剥がした痕跡も残っている。「林泉文庫寄贈書及書目」書目之二に、「編年西村山郡史 西村山郡役所 大正四年三月卅一日刊 天地玄黄 四冊 二部」と記されているのが、現在小白川図書館が所蔵する二部であると判断される。これらの事実から一括して購入された旧林泉文庫所蔵本に『編年西村山郡史』が二部含まれていることに気づいた時点で、その一部を本学図書館に登録し、もう一部は長井教授が一時所持していたと推察される。」うした振り分けが可能であつたのは、林泉文庫の購入に長

井教授が大きく関わっていたからにちがいない。これまで不明とされていた本学における旧林泉文庫蔵書購入に関する経緯の一端を明らかにできたと考える。なお、長井と伊佐早の研究手法の共通性については、佐藤琴・新宮学・押野美雪・須藤静香「山形大学附属博物館九〇年のエピソード——初代館長長井政太郎を中心として」日本博物科学会第一回大会ポスター発表（香川大学、一〇一八年六月）で明らかにしている。

- (23) マイクロフィルム版上杉文書、X其他、1伊佐早謙氏編纂物、郷土史資料（219-1496）所収の中の『伊佐早先生講述 郷土史資料』（一九一五年）一冊は、伊佐早の講演を黒田勝四郎が筆記したものである。出羽建国から明治維新までの賜地地方における歴史の大要を扱っている。明治四十三年七月二十三、四日に上郷学校浅川分教場で行われた東置賜郡第三部上郷学校・和田学校研究会、及び大正二年九月二十一、二日に高畠学校における東置賜郡教育会での講演をもとにしている。
(24) 在任期間については、註(13)に前掲。
(25) 『山形県史』第一巻、序（依田鈴次郎撰）、及び伊佐早の例言第八項目。また山形県立図書館編「故伊佐早謙先生閲歴」に、「編纂着手 大正五年六月二十一日、結了同年五月三十一日（三年間）」（一四頁）とある。
- (26) 『郷土研究資料目録並解説』（山形県師範学校、一九三三年）
第一類 図書之部、二 歴史科（1）県郡市町村史の『山形県史』の解題では、「伊佐早謙、五十嵐清藏編纂を担当す」（一一頁）と記している。この部分は教諭美濃部道義の調査によるものである。
- (27) 山形県立図書館編「故伊佐早謙先生閲歴」一四頁。
(28) 『山形県史編さんの歩み』（山形県文化環境部学術振興課、一〇〇五年）一頁。
- (29) 両書は一九六〇年に山形県が刊行した『山形県史』資料編一、明治初期 上に翻刻収録された。現在は、国立公文書館デジタルアーカイブで原本画像を見ることができる。
<https://www.digital.archives.go.jp/>
- (30) 伊藤清郎山形大学名誉教授からの教示による。
(31) 『山形市史 史料編1』最上氏関係史料、「解説」三、文書（武田喜八郎執筆）。
- (32) 『最上義光公略伝』（最上義光公三百年記念市祭協賛会、一九一二年）。全五六頁で、「緒言」「最上家系図」「義光略年譜」「最上家領土考」「山形城並市街考」を収めている。
(33) 註(32)前掲書卷首。
(34) 竹井編『最上義光』（戎光祥出版、二〇一七年）二二〇一四頁。
(35) 粟野『最上義光』（日本史史料研究会、二〇一七年）三〇四頁。

- (36) 「読売新聞」二〇一七年十二月二十五日付地域版「最上義光の史料写本発見」、及び『山形新聞』二〇一八年一月十七日付社会面「二〇〇年前伊佐早謙の史料」。押野美雪「『新編最上義光事歴』の再発見」『山形大学附属博物館館報』四四号、二〇一八年。
- (37) 「長井政太郎収集文書」(八一) 山形県全体(一一一五、七) 山形大学附属博物館編『古文書近世史料目録』一四号(一九九二年)。なお、山形県立図書館編「故伊佐早謙先生閱歴」一二頁に、伊佐早が編纂した著作として『奥羽編年史料』のほかに「一、新編最上義光記 六冊」を掲げているのがこれに相当すると考えられるものの、冊数は異なる。
- (38) 伊藤『最上義光』(吉川弘文館、二〇一六年)。
- (39) 今泉定介編輯兼校訂『新井白石全集』第一冊(一九〇五年)卷一二上、最上出羽守義光。
- (40) 山本武夫「藩翰譜」『日本史文献解題辞典』(吉川弘文館、一〇〇〇年)。
- (41) 『最上義光公三百周年紀念誌』一三五頁。
- (42) 山形県立図書館編「故伊佐早謙先生閲歴」一四頁。
- (43) 『米沢市史』(米沢市役所、一九三四年) 登坂又藏の序、及び『米沢図書館一〇〇年』(市立米沢図書館、二〇〇九年)八頁。なお、米沢市役所旧庁舎が焼失したのは、大正六年五月の大火灾によるものである。『米沢市史』四五七頁参照。
- (44) マイクロフィルム版上杉文書 X其他、1伊佐早謙氏編纂物の219-1495『自著雑稿』の中に収められている。「米澤市史編纂用紙」と印刷された二二二字×一六行の原稿用紙に手書きで書かれている。また第二葉の第一行目には、林泉文庫の長方朱印を押しており、一部焼失を免れた原稿が伊佐早の林泉文庫に収蔵されたものと考えられる。
- (45) 本書の存在は、市立米沢図書館郷土資料担当の青木昭博氏の教示による。
- (46) 『郷土研究資料目録並解説』(山形県師範学校、一九三三年)一一九一五頁。ほかに鶴岡出身の藤山豊編著『莊内史』(誠信堂藏版、一八九三年)がある。
- (47) 訂本の名を冠してその『最上郡史』を改作せんとしたのが、峯金太郎の遺著『増訂最上郡誌』(最上郡教育会、一九二九年)である。東京帝国大学で国史を専攻し、郡教育会の委嘱を受け十年の心血を注いで脱稿したものの、未定稿のままでに一九二七年病魔に犯され亡くなつた。同上書緒言、及び峯金太郎『最上郡史料叢書』(葛麓社、一九一五年)「本郡郷土史界の観概」参照。
- (48) 『東村山郡史』正編緒言(東村山郡役所、一九一九年、名著出版一九七二年復刊)、及び山形県立図書館編「故伊佐早謙先生閲歴」一四頁。
- (49) 『北村山郡史』例言(北村山郡役所、一九二三年、名著出版

一九七二年復刊)

(50) 上山市史編さん委員会編『上山町史 上山郷土史』資料編
第十二集、一九七五年の柏倉亮吉「資料編第十二集について」、及び鎌上正雄「解説」。

(51) 伊佐早はまた碑刻撰文など地域の近代史研究に貴重な史料を残している。その一例として、拙稿「伊佐早謙撰西方君

紀念碑と早期『米疏』』『山形大学歴史・地理・人類学論集』一九号。東北における南朝史や維新史研究解明に努めた歴

史学者としての伊佐早については、別に機会を得て論じることにしたい。

(52) 『山形県史』第四巻、近現代上（山形県、一九八四年）、岩本由輝『山形県の百年』（山川出版社、一九八五年）四二〇四五頁。

〔附記〕

本稿は、二〇一八年三月四日に開かれた西村山地域史研究会第三六回談話会での講演をもとに成稿したものである。貴重な機会を用意していただいた会長鈴木勲先生を始め事務局の方々にあらためて感謝したい。

伊佐早は、旧版『山形県史』のみならず本研究会とも関わりの深い『編年西村山郡史』を編纂している。折角の場をいただいたので、この機会に郷土史家伊佐早の人となり

とその仕事について紹介した次第である。本稿ではそのうち後者の内容を中心にまとめている。